

# 「介護予防・日常生活支援総合事業」利用までの流れ



## 65歳以上の方

お住まいを担当する地域包括支援センターや市役所高齢者福祉課に相談します



要介護認定を受けます

基本チェックリストを受けます

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

非該当の方

生活機能の低下がみられた方

自立した生活を送れる方

介護保険の介護サービスが利用できます



基本チェックリスト

介護保険の介護サービス  
+

総合事業が利用できます

※介護保険サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方を利用できますが、内容が重複するサービスは利用できません。

総合事業が利用できます

地域包括支援センターで、本人や家族と話し合い、ケアプランを作成します。

一般介護予防事業



介護予防・日常生活支援総合事業のサービス

※総合事業を利用するには、担当地区の地域包括支援センターと相談しながらケアプランを作成します。  
※事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも要介護認定を申請することができます。